

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教

再任審査実施細則

令和6年3月29日
規則第92号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門に所属する教員の中で、任期を付して雇用している講師及び助教（以下「当該教員」という。）に係る再任審査の実施に関し、必要な事項を定める。

(再任の申出)

第2条 当該教員は、定められた任期期間における教育、研究、社会貢献及び管理運営に関する活動実績について、当該任期満了の6か月前までに、活動報告書（別紙様式第1号）及び再任審査申請書（別紙様式第2号）を人文社会科学系長へ提出する。

(再任審査委員会)

第3条 教育学部門人事委員会（以下「人事委員会」という。）は、当該教員の再任審査を行うため、再任審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 当該教員が専任担当である学部又は専攻において担当するコースの長及び教員各1名以上
- (3) 他分野（当該教員が担当するコース以外）の教員 1名以上
- (4) その他委員長が必要と認めた者

3 委員長は、当該教員が専任担当（国立大学法人高知大学職員の採用等に関する規則第3条第1項第14号に規定する専任担当をいう。以下同じ。）である学部又は専攻（当該教員が採用等される際、規則第3条の規定に基づき提出した同意書に記載した専任担当となる教育研究組織をいう。以下同じ。）の教員の中から、人事委員会が選出する。

4 委員長は、第2項第2号から第4号までの委員を選出した後、その旨を速やかに人事委員会に報告し、了承を得なければならない。

5 委員長は、第2項第2号の委員を兼ねることができる。

6 委員には、必ず2名以上の教授を含むものとする。

- 7 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 8 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 9 審査委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決す。

(再任審査)

第4条 審査委員会は、活動報告書、再任審査申請書、研究業績調書及び面接により審査を行い、審議の上、議事録(再任審査経過報告書)を作成し、人事委員会に報告する。

- 2 前項の報告を受けた人事委員会は、審議の上、教育学部門会議(以下「部門会議」という。)にその結果を報告する。
- 3 前項の報告を受けた部門会議は、審議の上、人文社会科学系教授会(以下「学系教授会」という。)にその結果を報告する。
- 4 前項の報告を受けた学系教授会は、再任の可否を当該任期満了の3か月前までに審議する。
- 5 人文社会科学系長は、前項の結果に基づき再任申請書(別紙様式第3号)を学長に提出し、承認を得る。

(当該教員への再任審査結果通知)

第5条 人文社会科学系長は、前条第5項による再任審査結果を当該教員に対し再任審査結果通知書(別紙様式第4-1号又は別紙様式第4-2号)により通知する。

(再任再審査請求)

第6条 当該教員は、前条の決定に不服な場合には、再任再審査請求書(別紙様式第5号)を1回に限り、人文社会科学系長へ提出することができる。

- 2 前項の再任再審査請求は、再任審査結果通知書受理後、7日以内に行わなければならない。

(再任再審査委員会)

第7条 前条による再任再審査を行うため、人事委員会は再任再審査委員会(以下「再審査委員会」という。)を設置する。

- 2 再審査委員会は、第3条第2項に定める委員を除く人事委員会が選出する教授5名をもって構成する。
- 3 再審査委員会に委員長を置き、前項に掲げる構成委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、再審査委員会を招集し、その議長となる。
- 5 再審査委員会の成立要件及び議決要件は、第3条第8項及び第9項の規定を準用する。

(再任再審査)

第8条 再審査委員会は、当該教員からの事情聴取を行うなど再任の可否を速やかに審議の上、議事録(再審査経過報告書)を作成し、人事委員会にその結果を報告する。

2 前項の報告を受けた人事委員会は、再任の可否を速やかに審議の上、部門会議にその結果を報告する。

3 前項の報告を受けた部門会議は、再任の可否を速やかに審議の上、学系教授会にその結果を報告する。

4 前項の報告を受けた学系教授会は、再任の可否を速やかに審議する。

5 人文社会科学系長は、前項の結果に基づき再任(再審査)申請書(別紙様式第6号)を学長に提出し、承認を得る。

(当該教員への再任再審査結果通知)

第9条 人文社会科学系長は、前条第5項による再任再審査結果を当該教員に対し再任再審査結果通知書(別紙様式第7-1号又は別紙様式第7-2号)により通知する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、当該教員の再任審査及び再任再審査に必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和6年3月29日から施行する。

活動報告書

所属 _____

職名 _____

氏名 _____

任期期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）

I 教員活動の記録

任期中に教員活動の記録・評価システムに入力した「教員活動の記録」を、年度ごとに提出して下さい（電子データでの提出可）。入力していない年度の活動については、「学部・専攻／学系・部門独自の評価基準表」に記入して提出して下さい。

II 教育

「教員活動の記録」に記入した以外の活動について、特記事項があれば記載して下さい（行数は変更してかまいません。）。

Ⅲ 研究

- (1) 著書、論文、学会発表等の研究業績については、「研究業績調書」に全ての業績を記入し、任期期間中に行った業績の番号に○印をつけて提出して下さい。

任期期間中の業績（まとめ）

著書	編
論文	編
その他	編
学会発表等	回
作品	編
演奏会	回
競技会	回

- (2) その他「教員活動の記録」に記入した以外の活動について、特記事項があれば記載して下さい。

Ⅳ 社会貢献及び管理運営

「教員活動の記録」に記入した以外の活動について、特記事項があれば記載して下さい。

別紙様式第2号（第2条関係）

再任審査申請書

年 月 日

人文社会科学系長 殿

所属 _____

職名 _____

氏名 _____

私は、大学の教員等の任期に関する法律に基づく高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に従って再任可能であると考え、ここに申請しますので再任審査をよろしくお願いします。なお、審査にあたっては、審査委員会に対して「教員活動の記録」の内容を提示することを了承します。

再任申請書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき、下記審査申請者を審査した結果、下記の理由により

再任を

認める
認めない

 こととしたいので承認願います。

記

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

〔理由〕

別紙様式第4-1号(第5条関係)

再任審査結果通知書

年 月 日

殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき再任審査した結果、再任について学長の承認が得られましたのでお知らせします。

別紙様式第4－2号（第5条関係）

再任審査結果通知書

年 月 日

殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき再任審査した結果、下記の理由により再任を認めないことについて、学長の承認を受け決定しましたので、お知らせします。

なお、再審査を希望される場合には、 月 日までに再任再審査請求書を小職あて提出願います。

記

〔理由〕

再任再審査請求書

年 月 日

人文社会科学系長 殿

所属 _____

職名 _____

氏名 _____

私は、再任を認めない旨の通知を受けましたが、下記の理由により再任再審査を請求しますので、よろしくお願ひします。

記

〔理由〕

再任（再審査）申請書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき、下記再審査申請者を審査した結果、下記の理由により

再任を

認める
認めない

 こととしたいので承認願います。

記

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

〔理由〕

別紙様式第7-1号(第9条関係)

再任再審査結果通知書

年 月 日

殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき再任再審査した結果、再任について学長の承認が得られましたのでお知らせします。

別紙様式第7-2号(第9条関係)

再任再審査結果通知書

年 月 日

殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門講師及び助教再任審査実施細則に基づき再任再審査した結果、下記の理由により再任を認めないことについて、学長の承認を受け決定しましたので、お知らせします。

記

〔理由〕